

テナント営業に係る個別条件

○病院内売店営業

1 営業日及び営業時間

(1) 営業日

通年営業とする。ただし、年末年始期間等については病院との協議事項とすること。

(2) 営業時間

平日は午前 7 時 30 分から午後 6 時 00 分、土曜日・日曜日・祝日においては午前 10 時 00 分から午後 2 時 00 分までを基本とし、可能な限り営業時間を拡大すること。また、営業時間の変更を要する場合は、病院との協議事項とすること。

2 営業内容

(1) 販売品目

日用品、飲食物（弁当、パン、ジュース類等）、菓子、雑貨、肌着、新聞、雑誌等及び病院が指定する介護品等の医療消耗品類とする。

たばこの販売は行わないこと。

(2) 販売価格

地域の価格を参考にして、標準以下に設定すること。

(3) その他の条件

ア 郵便切手、印紙及びバスカード等の取扱いや宅配便などの取次サービスを可能な限り実施すること。

イ クレジットカードでの支払いを可能とすること。

3 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

4 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

5 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和 41 年岩手県医療局管理規程第 8 号、以下「不動産管理規程」という。）第 6 条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

6 営業許可期間

営業期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

7 その他

- (1) 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- (2) 関係法令で定められている届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。
- (3) 外線電話は事業者の負担で設置すること。